

船舶事故調査報告書

平成28年9月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年8月19日 02時00分ごろ
発生場所	沖縄県渡名喜村出砂島西岸の干出浜 渡名喜港灯台から真方位295° 3.1海里付近 (概位 北緯26° 23.6′ 東経127° 05.4′)
事故の概要	漁船第七清丸は、東北東進中、干出浜に乗り揚げた。 第七清丸は、舵板に曲損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年8月31日、調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第七清丸、4.9トン ON3-380030（漁船登録番号）、個人所有 第296-26011号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	舵板に曲損、推進器翼に曲損、船首船底外板に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風速 約2.2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約90cm（仲里）
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、GPSプロッターを作動させ、出砂島西方沖を約6ノットの対地速力で自動操舵により、同島西岸沖の漁場に向けて東北東進していた。 船長は、出砂島西岸沖の漁場に接近していたとき、操舵装置の切替つまみを自動操舵から遠隔操舵に切り替えた後、機関室の状態が気になり、リモコン装置の操舵ダイヤルを舵中央にした状態で操舵室右舷側の台の上に置き、操舵室の床を開けて機関室に降り、機関室を点検していたところ、衝撃を感じた。 船長は、ふだん広い海域で発電機を駆動するVベルト、機関室のビルジ、主機の排気管等の点検を行っていた。 本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.0mであった。
分析	本船は、船長が、出砂島西岸沖の漁場に向けて東北東進中、機関室の状態が気になり、機関室に降りて発電機等の点検作業を行っていたことから、操業予定場所を通過したことに気付かずに航行したものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、機関室に降りて発電機等の点検作業を行っていたため、本船が操業予定場所を通過したことに気付かずに航行し、出砂島西岸の干出浜に乗り揚げたことにより発生したものと考えられ

	る。
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1人で乗り組む船舶において、操縦者が操舵室を離れるときは、周囲の安全を確認した上で停船すること。</li></ul>